

組合員証・組合員被扶養者証をお持ちの方へ

令和7年12月2日から現行の健康保険証は完全廃止となり、組合員証・組合員被扶養者証（以下「組合員証等」という。）は使用できなくなります。

医療機関を受診する際は、原則、マイナ保険証の利用による受診となりますのでご注意ください。

マイナ保険証の利用ができない方に対しては、令和7年8月下旬から9月にかけて、所属所の共済事務担当課を経由して「資格確認書」を交付しています。

●組合員証等について●

令和7年12月2日以降は、組合員証等は無効となります。回収は行いませんが、共済組合への返却を希望する場合は、所属所の共済事務担当課を経由してご返却ください。ご自身で破棄する場合も、保管する場合も、個人情報を含みますので、引き続き取扱いには充分ご注意ください。

●資格確認書について●

資格確認書は、マイナ保険証の利用ができない状況にある場合に限り交付するものであるため、念のために保有したいなどの理由で交付することはできません。しかし、次の場合については、マイナ保険証の利用登録を行っている場合であっても、組合員からの申請に基づき、資格確認書の交付を受けることができますので、資格確認書の交付を希望する場合は、「資格確認書等交付申請書」を所属所の共済事務担当課経由でご提出ください。

＊マイナ保険証の利用に第三者（介助者）のサポートが必要な要配慮者（高齢者や障がい者）の場合

＊マイナナンバーカードの電子証明書有効期限切れや紛失等による再発行手続中の場合

●高齢受給者（70歳から74歳まで）の方へ●

「高齢受給者証」は、引き続き有効なものとなりますので、保管をお願いします。（組合員資格を喪失した時や被扶養者の認定が取消となった時に、本組合へ返却が必要です。）

※ マイナ保険証を使用する場合は、窓口での提示は不要です。

※ 資格確認書を使用して医療機関を受診する場合は、「高齢受給者証」と「資格確認書」の両方を、医療機関の窓口で提示してください。

マイナ保険証の利用登録状況がご不明な場合は、ご自身で、マイナポータルの「健康保険証の利用登録の申込状況」から確認をお願いします。本組合にご照会いただきましても、利用登録状況についてお答えすることはできません。

組合員証・組合員被扶養者証・高齢受給者証・資格確認書に関するお問い合わせ先

総務課総務係 TEL 089-945-6326